

～自立と分権型行政の確立を目指して～

天童市行財政改革大綱

(集中改革プラン)

平成18年2月

天 童 市

目 次

第 1	はじめに	1
1	行財政改革大綱策定の背景	
2	理念及び基本方針	
3	大綱の構成と実施期間	
4	推進体制	
第 2	具体的施策	4
1	自立できる財政運営の確立	4
2	組織と定員の適正管理	5
3	市民・団体・企業との協働の推進	6
第 3	集中改革プラン	7
1	財政の健全化	7
2	地方公営企業の経営健全化	8
3	事務・事業の再編・整理・廃止等	9
4	民間委託の推進	11
5	組織・機構の見直し	11
6	定員管理の適正化	13
7	給与等の適正化	14
8	職員の能力開発と人材の活用	14
9	公社・第三セクターの見直し	14
10	電子自治体の推進	15
11	公正の確保と透明性の向上	15
12	広域行政の連携強化	16
13	市民・団体・企業との協働の推進	16
14	行財政改革による5年間の財政効果	17
	資料	18

天童市行財政改革大綱

第1 はじめに

1 行財政改革大綱策定の背景

本市では、平成8年3月に「天童市行政改革大綱」を策定し、平成8年度から平成12年度までの5か年を実施期間として、この大綱に掲げる実施計画に基づいて、行財政改革を進めてきた。

また、平成13年2月には、次期「天童市行財政改革大綱」を策定し、平成13年度から平成15年度までの3か年を実施期間として、56項目にわたる行財政改革事項を取り上げ、成果を挙げてきた。

しかし、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。このため、新しい視点に立って不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していく必要があることから、国では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、「事務・事業の再編・整理・廃止・統合」、「指定管理者制度の活用を含む民間委託の推進」、「定員管理の適正化」、「給与の適正化」、「第三セクターの見直し」、「経費節減等の財政効果」の6項目を中心に平成17年度を基点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を17年度中に公表するよう地方自治体に対し助言を行ったところである。

本市では、平成17年度から平成19年度までの3か年を実施期間として、新たな行財政改革に取り組み始めていたが、より積極的に推進するため、国の指針を受け、事務・事業全般について改めて総点検を行い、天童市行財政改革大綱(集中改革プラン)を策定するものである。

2 理念及び基本方針

(1) 行財政改革の理念

長期にわたる景気の低迷、国の三位一体の改革等の影響により、本市の行財政運営は、引き続き厳しい環境にある。一方、少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化などの社会情勢の変化とともに、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれている。これらに適切に対応するためにも行財政改革が強く求め

られている。

このため、本市の中・長期的な展望の中で行財政運営の一層の健全化に取り組み、自己決定・自己責任の原則に則り、分権型行政を確立し、かつ、自治体として自立し、持続可能な発展を遂げることが緊急の課題となっている。

このような状況の中では、不断に行財政改革に取り組み、体制を刷新していくことが必要であることから、事務・事業全般について総点検を実施しながら、新たな視点に立って行財政改革を推進するものである。

(2) 行財政改革の基本方針

上記の行財政改革大綱の理念を受け、「自立できる財政運営の確立」、「組織と定員の適正管理」、「市民・団体・企業との協働の推進」の三つを基本方針と定め、行財政改革に取り組むものとする。

① 自立できる財政運営の確立

本市の市税収入は、平成9年度決算の79億8,000万円をピークに年々減少を続け、平成15年度には72億1,000万円となった。平成16年度にはやや回復基調となり、75億7,000万円(前年比6億6,000万円、5.0パーセント増)となったものの、継続した回復が図られるかは依然として不透明な状況にあり、引き続き、厳しい財政運営が続くものと推測される。また、市債残高は、平成17年度末で206億円と見込まれている。一方、国の三位一体の改革により、平成17年度において地方交付税が前年度比12.1パーセントの減、臨時財政対策債が前年度比23.7パーセントの減となるなど、憂慮すべき事態となっている。

このようなことから、市民とともに危機意識を共有し、持続可能な財政運営を確立するため、公債費負担比率14.4パーセント以下、経常収支比率86パーセント以下を目標に財政運営の健全化に努める。

② 組織と定員の適正管理

今後予定されている市立天童病院や学校給食センターの改築、下水道管理センターの廃止等を見据え、さらに、指定管理者制度も含めた民間活力の導入、事務・事業の一層の効率化を図り、簡素で効率的な組織・機構の構築や将来の退職者の推移を見通した定員適正化計画の策定と職員定数条例の改正等を実施する。

指定管理者制度の導入については、平成22年度までに25施設を目標とする。また、課等の再編については、平成22年度までに現在の31課等を26課等に再編することを目標とする。

職員数については、市民の安全と生命を守るため病院・消防を充実す

ることから、病院・消防を除いた職員数を平成22年度までに47人(11.0パーセント)削減することを目標とする。

③ 市民・団体・企業との協働の推進

現行の行政の事務・事業について、行政と市民、団体、民間の役割分担や行政が関与すべき必要性とその範囲等の観点から再整理し、明確にする。

また、行政と市民・団体等が共通の目的を達成するために互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する課題の解決に向け、協力して活動を行うことを推進する。

3 大綱の実施期間

この大綱に基づく行財政改革は、平成17年度から目標年次の平成21年度の5か年を期間とし、Plan(計画策定)→Do(実施)→Check(検証)→Action(見直し)のサイクル(以下「PDCAサイクル」という。)に基づき、不断の点検を行いつつ、必要に応じて見直しと検討を加え、時代の変遷に的確に対応できるよう維持していくこととする。

4 推進体制

- (1) 天童市行財政改革推進本部(市長、助役、収入役、教育長、部等の長)
- (2) 天童市行財政改革市民懇話会(市民による実施状況の監視)
- (3) 事務局体制(進行管理・実効性の確保のために充実)

市長を本部長とした「天童市行財政改革推進本部」が中心となり、全庁体制で行財政改革を推進するとともに、細部にわたる進行管理を行い、実効性を確保するため、事務局体制を充実して推進していくこととする。

また、市民の代表・有識者等で組織する「天童市行財政改革市民懇話会」を開催し、改革の実施状況の評価や改革事項への助言・協力等を得ながら推進することとする。

さらに、市民の理解と協力を得ながら改革を推進する必要があることや市民に対する説明責任の観点から、定期的に改革の進捗状況を市報や市のホームページにおいて公表するとともに、地域懇談会等の広聴による市民の声も反映させていくこととする。

第2 具体的施策

三つの基本方針をもとに、行財政改革を推進するための具体的な施策は、次のとおりとする。

1 自立できる財政運営の確立

(1) 財政の透明性を確保するために、市民に財政の現状と課題を公表

自立できる財政運営は、行政のみで実現できるものではなく、市民の理解と協力が不可欠であるため、財政状況と課題等を定期的に市民に公表していくものとする。

(2) 自主財源の確保・充実

安定した財政運営を図るために、自主財源の確保に努める。

(3) 受益者負担の適正化

使用料や手数料等の公共料金の設定の透明性を確保するために、料金の算定方法や3年ごとの見直しのルール化を確立する。また、利用団体等への減免基準を見直し、免除については、原則廃止の考えで検討を行う。

(4) 公共工事のコストの縮減

公共工事等の計画・設計等の見直しや工事発注箇所の同調工事等を行い、工事コスト等の縮減を図る。

(5) 補助金・負担金の適正化

補助金・負担金の交付については、行政関与の必要性やその範囲を明確にして、補助金等の適性化を図る。

(6) 予算編成事務の合理化

予算編成については、編成大綱や事務取扱要綱を定める取組のほかに、新たなルールについても検討する。

(7) 公営企業の経営改善

病院事業と水道事業の経営改善を推進するために、経営のあり方等について検討し、中期経営計画を策定するとともに、各事業における外部委託等を推進する。

(8) 財政運営計画の策定

本市の中期的な展望の中で、市財政運営計画を策定し、本市財政の収支均衡を図っていく。

2 組織と定員の適正管理

(1) 事務・事業の見直し

事務・事業については、第五次天童市総合計画後期計画の中で施策の選択及び重点化を図る。また、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分調査するとともに、事務事業評価制度を活用し、事務・事業の整理合理化等を図る。

(2) 指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進

費用対効果、市民サービスの向上、高度の専門性、技術力等の観点から民間活力を活用すべきものは、積極的に委託を推進する。

また、市の施設の管理については、市民サービスの向上、民間のノウハウを活用した管理、経費の節減等を総合的に判断し、指定管理者制度の導入を図る。

(3) 組織・機構の見直し

市民のニーズに的確に対応し、事務・事業の見直しや民間委託等の進捗状況に応じて、簡素で効率的な組織運営を弾力的に行う。

また、重要な行政課題については、縦割りの弊害をなくし、迅速に対応するために、各部課等の枠を超えた横断的なプロジェクトチームを組織し取り組むこととする。

(4) 定員適正化計画の策定等

これまでの行財政改革で、職員数については、17年度までに平成11年度と比較し33人（7.2パーセント）の削減を実施している。

さらに、施設の管理や配置等を見直し、適材適所の人事配置を基本に、職員が最大限に能力を発揮して業務が遂行できるよう、定員適正化計画を策定する。

なお、国の指針では、団塊の世代が退職する年度を勘案して5か年計画としていることに対して、本市では、団塊の世代のほかに本庁舎新築時の採用が多かったことから、10年後に退職者のピークがくる状況にある。したがって、職員採用の平準化も考慮し、中・長期的な定員適正化計画を策定する。

(5) 職員定数条例の改正

職員削減の実績や定員適正化計画との整合性を図り、職員の定数条例を改正する。

(6) 職員の能力開発と人材の活用

今後、行政需要はますます多様化することが予想されることから、各職員の持つ資質を客観的に評価できる人事評価システムを構築するとともに

に、政策形成能力や情報活用能力の向上に努め、人材の育成を図るとともに、多様な分野での人材の活用に努める。

3 市民・団体・企業との協働の推進

(1) 市民・団体・企業との協働の推進

行政と市民・団体・企業の役割分担、行政の関与の必要性とその範囲を明確化し、効率性や市民サービスの向上の観点等から民間活力の活用が有効な場合は、積極的に推進していく。

(2) NPO法人等との積極的な協働

市民による公益活動の必要性・重要性が高まっていることや簡素で効率的な組織運営が望まれることから、NPO法人等との協働に関する指針に基づき、自治会や地域づくり委員会、NPO法人等と積極的に協働を行う。

第3 集中改革プラン

大綱に示された具体的施策について、PDCAサイクルにより不断の点検を行いながら実効性を確保するために、平成17年度を基点として平成21年度までの5か年の取組目標を明らかにした集中改革プランを次のように定める。

1 財政の健全化

No.	項 目	実施年度	所 管
1-1	基金は、金融機関への預金だけでなく、 国債を含む安全確実で有利なものを選択し 運用する。 また、果実運用基金の見直し、統廃合を 行う。	17年度～	会計課 各部共通 (財政課)
1-2	公共施設の減免基準を見直し、免除適用 を原則廃止し、減免団体にあっても最大 50%の減額扱いとすることを検討する。	17年度 ～19年度	各部共通 (財政課)
1-3	補助金・負担金の再編・整理・廃止・統合を 図る。(※資料1)	17年度 ～19年度	各部共通 (財政課)
1-4	経常経費を削減するために、非義務的経 費のマイナスシーリングを維持する。同様 の趣旨から賃金についても同様とする。	17年度～ 21年度	各部共通 (財政課)
1-5	下水道会計の経営状況を明らかにするた め、バランスシートを公表する。	18年度	建設部 下水道課
1-6	行政財産と普通財産の有用性を検討し、 未活用財産については処分する。	18年度 ～21年度	総務部 財政課
1-7	受益者負担のあり方を検討し、手数料と 使用料の見直しを行う。 (※資料2)	18年度 ～21年度	各部共通 (財政課)
1-8	市報とホームページの活用により、財政 状況と課題を公表する。	毎年度	総務部 財政課
1-9	公共工事等の計画・設計等の見直しや工 事発注箇所と同調工事等を行い、引き続き 工事コスト等の縮減を図る。	毎年度	各部共通 (財政課)
1-10	本市の中期的な展望に立ち、市財政運営 計画を策定し、本市財政の収支均衡を図る。	毎年度	総務部 財政課

1-11	市税等については、課税客体の把握など適正な課税に努める。	毎年度	総務部 税務課																
1-12	<p>定期的な夜間徴収の強化、納税相談窓口の休日設置、特別徴収チームの編成、収納率向上月間の設定などにより、収納率向上を目指す。</p> <p>また、口座振替利用を促進する。</p> <p>努力目標数値 (現年度分収納率)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>16年度収納率</th> <th>目標収納率</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>97.75%</td> <td>98.00%</td> </tr> <tr> <td>国保</td> <td>92.81%</td> <td>93.50%</td> </tr> </table> <p>(口座振替)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18~21年度目標</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td rowspan="2">49.55%</td> <td rowspan="2">各年度1%増を目指す</td> </tr> <tr> <td>国保</td> </tr> </table>	項目	16年度収納率	目標収納率	一般	97.75%	98.00%	国保	92.81%	93.50%	年度	H17年度	H18~21年度目標	一般	49.55%	各年度1%増を目指す	国保	毎年度	総務部 納税課
項目	16年度収納率	目標収納率																	
一般	97.75%	98.00%																	
国保	92.81%	93.50%																	
年度	H17年度	H18~21年度目標																	
一般	49.55%	各年度1%増を目指す																	
国保																			
1-13	市内に限られている窓口での公金収納事務については、納税者の利便性向上のために、市内に所在する金融機関の市外及び県外の本・支店に拡大する。	18年度～	会計課																

2 地方公営企業の経営健全化

No.	項 目	実施年度	所 管
2-1	病院経営のあり方について、地方公営企業法の全部適用も含めて検討し、患者の信頼に応える健全で安定的な病院経営を目指すための中期経営計画を策定する。	19年度	天童病院
2-2	水道事業の健全な経営を確立するために、より企業性を発揮した経営を目指した中期経営計画を策定する。	20年度	水道事業所

3 事務・事業の再編・整理・廃止等

No.	項 目	実施年度	所 管
3-1	1件100万円未満の修繕・工事等について、迅速な対応と市内小規模事業者の受注機会を拡大し市内経済の活性化を図るために、小規模修繕等契約希望者登録制度を新設する。	17年度	総務部 財政課
3-2	利便性向上のために、資源物拠点回収の開始時刻を繰り上げる。	17年度	市民部 生活環境課
3-3	これまでの事業実績を踏まえ、空き店舗活用支援事業の見直しを行う。	17年度～	経済部 商工振興課
3-4	ごみ減量及びクリーンピア共立への負担金削減のために、食品廃棄物リサイクル事業を実施する。	18年度	市民部 生活環境課
3-5	下水道の普及に伴い、委託費削減と効率化を図るために、側溝汚泥処理業務について、処理量換算の見直しと委託先の見直しを行う。	18年度	市民部 生活環境課
3-6	二検診機関合同で実施している総合健診について、受診しやすい体制と健診結果の迅速化のために、健診体制を見直す。	18年度	市民部 健康福祉課
3-7	天童市観光物産協会の自立を図るために、委託している事業の見直しと、協会活動の支援を行う。	18年度	経済部 観光物産課
3-8	これまでの事業実績を踏まえ、信用補完事業の保証料補給率について、県・他市町村と協議の上、見直しを行う。	18年度	経済部 商工振興課
3-9	組織の効率化を図るために、天童市産米改良協会を、天童市農業技術指導会議の一部門として統合する。	18年度	経済部 農林課
3-10	効率的で機能的な事業の展開が図れるように、天童市牧野公社が行っている放牧事業と草地管理を一体的に見直す。	18年度	経済部 農林課
3-11	定型的で簡易な開発行為について、行政処分の透明性と審査事務の迅速化を図るために、許可基準についての条例を制定する。	18年度	建設部 都市計画課

3-12	<p>事務事業の必要性・効果等を明らかにするために、事務事業評価制度を充実するとともに、結果の公表を行う。</p> <p>さらに、透明性を高めるために、外部評価制度の導入を図る。</p>	<p>18年度</p> <p>19年度</p>	<p>総務部 総合政策課</p>
3-13	<p>所期の目的を達成したため、情報教育推進事業を廃止する。</p>	18年度	<p>教育委員会 学校教育課</p>
3-14	<p>事業の効率化を図るために、生徒指導充実事業と児童生徒生活相談事業を整理・統合する。</p>	18年度	<p>教育委員会 学校教育課</p>
3-15	<p>事業の効率化を図るために、県外教育事情視察事業と短期留学事業を整理・統合する。</p>	18年度	<p>教育委員会 学校教育課</p>
3-16	<p>東南村山地区視聴覚協議会の効率化を図るために、協議会の人件費抑制と事業費の見直しに取り組む。</p>	18年度	<p>教育委員会 生涯学習課</p>
3-17	<p>公正な入札制度の一つとして、電子入札制度の導入について検討する。</p>	18年度 ～20年度	<p>総務部 財政課</p>
3-18	<p>国民健康保険被保険者証の利便性の向上を図るために、1人1枚のカード化を行う。</p>	19年度	<p>市民部 高齢社会課</p>
3-19	<p>幼・保一元化に関する国の動向を踏まえ、教育委員会の幼稚園に関する事務について、市民部への移管を検討する。</p>	19年度～	<p>教育委員会 教育総務課 市民部 児童家庭課</p>
3-20	<p>国民年金保険料徴収事務が国に移行したことに伴い、国民年金死亡弔慰金を廃止する。</p>	19年度	<p>市民部 市民課</p>
3-21	<p>鉾ノ町土地区画整理事業が終盤に入り、所期の目的を達成したため、鉾ノ町地区観光施設立地促進奨励交付金事業を廃止する。</p>	19年度	<p>経済部 観光物産課</p>
3-22	<p>事務の効率化のために、社会教育委員と市立中央公民館運営審議会委員を整理・統合する。</p>	19年度	<p>教育委員会 生涯学習課</p>

3-23	金融機関において低利な融資制度があり、所期の目的を達成していることから、住宅建設促進資金貸付事業に係る新規融資を廃止する。	19年度	経済部 商工振興課
3-24	心身障害児・者の一貫したサービス展開のために、のぞみ学園、のぞみ光の家の運営主体を整理・統合する。	20年度	市民部 健康福祉課
3-25	認定農業者経営確立支援事業について見直しを図り、認定農業者に対する新たな支援策を展開する。	20年度	経済部 農林課

4 民間委託の推進（指定管理者制度活用を含む）

No.	項 目	実施年度	所 管
4-1	保育園・児童館の既存施設の老朽化に伴う建替計画と併せ、経営のあり方について検討を進める。なお、ひかり保育園については、民設民営化で推進する。	17年度～	市民部 児童家庭課
4-2	本市の公共施設のうち25施設に指定管理者制度の導入を図る。（※資料3）	18年度 ～20年度	各部共通 （総合政策課）
4-3	市立天童病院については、これまでの委託に加え、厨房・食堂についても民間に委託する。	20年度	天童病院
4-4	学校給食センターのボイラー業務を民間に委託する。	20年度	教育委員会 学校給食センター
4-5	学校給食センターの調理部門の委託を検討する。	18年度～	教育委員会 学校給食センター
4-6	給水装置工事の申込・審査・完了検査の業務を民間に委託する。	21年度	水道事業所
4-7	排水設備の確認申請・完了検査の業務を民間に委託する。	21年度	建設部 下水道課

5 組織・機構の見直し

No.	項 目	実施年度	所 管
5-1	安全・安心なまちづくりに向け、迅速な対応と情報の一元化を図るために、危機管理の充実を図る。	17年度 ～18年度	総務部 総務課

5-2	学校技能士を1人体制とする。ただし、大規模校については、嘱託職員との2人体制とする。	17年度～	教育委員会 教育総務課
5-3	消防署の救助活動については、専門性が年々増しており、責任の明確化と迅速な対応のために、救助係を新設する。	18年度	消防本部
5-4	消防本部の指揮・命令等迅速な対応のため、消防次長を置き、消防署長を兼ねる。	18年度	消防本部
5-5	老朽化に伴い下水道管理センターを廃止し、県浄化センターへ全量切替えを行う。	19年度	建設部 下水道課
5-6	物産部門は、製造から販売・PRまでを総合的に推進し、産業政策を一体的に展開することにより一層効果が期待できることから、観光物産課と商工振興課を統合する。	19年度	経済部 観光物産課 商工振興課
5-7	今後の事業の効率化を図るため、水道事業所と下水道課を統合する。	20年度	水道事業所 建設部下水道課
5-8	組織の効率化を図るため、給食センター所長を教育総務課長が兼ねる。	20年度	教育委員会
5-9	市民文化会館への指定管理者制度導入に伴い、組織の効率化を図るため、体育課と文化振興課を統合する。	20年度	教育委員会
5-10	会計事務の公正を確保するための新たな仕組みを構築し、収入役制度を廃止する。	21年度	会計課
5-11	監査機能の強化のため、監査委員事務局を充実する。	21年度	監査委員 事務局
5-12	組織の効率化と体制の充実のため、選挙管理委員会事務局長を総務部長が兼ねる。	21年度	選管事務局 総務部
5-13	大きな転換期にある農業施策を総合的に推進するため、農業委員会事務局長を経済部長が兼ねる。	22年度	農委事務局 経済部

6 定員管理の適正化

No.	項 目	実施年度	所 管																				
6-1	救急出動の増加等に対応するための職員増員に併せ、消防職員定数を改正する。	19年度	消防本部																				
6-2	実態等を考慮し、教育委員会・農業委員会・監査の職員定数を改正する。	19年度	総務部 総務課																				
6-3	水道事業所と下水道課の統合に併せ、新たに職員定数を定める。	20年度	水道事業所 建設部下水道課																				
6-4	新病院整備に係る職員増員に併せ、市立天童病院の職員定数を市長部局から分離し新たに定める。	20年度	天童病院																				
6-5	<p>病院・消防を除いた職員数を平成22年4月1日時点で382人を目標とする。(平成17年度比で11.0パーセント削減)</p> <p>なお、実現に当っては、市民との協働がより重要となる。</p> <p>また、天童市定員適正化計画を策定する。</p> <p>(1)組織・機構見直しによる削減</p> <p>(2)指定管理者制度導入による削減</p> <p>(3)下水道管理センターの廃止</p> <p>(4)学校給食センターの運営見直しによる削減</p> <p>(5)学校技能士の配置見直しによる削減</p> <p>◆職員目標数 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17.4.1</th> <th>H22.4.1</th> <th>増減数</th> <th>増減比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院・消防</td> <td>125</td> <td>142</td> <td>17</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>429</td> <td>382</td> <td>△47</td> <td>△11.0%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>554</td> <td>524</td> <td>△30</td> <td>△5.4%</td> </tr> </tbody> </table>		H17.4.1	H22.4.1	増減数	増減比率	病院・消防	125	142	17	13.6%	上記以外	429	382	△47	△11.0%	合 計	554	524	△30	△5.4%	17年度 ～21年度	総務部 総務課
	H17.4.1	H22.4.1	増減数	増減比率																			
病院・消防	125	142	17	13.6%																			
上記以外	429	382	△47	△11.0%																			
合 計	554	524	△30	△5.4%																			

7 給与等の適正化

No.	項 目	実施年度	所 管
7-1	特殊勤務手当の見直しを行う。	18年度	総務部 総務課
7-2	給与等の公表を行う。	17年度～	総務部 総務課
7-3	人事院勧告等を踏まえた新たな給与体系を導入する。 (1) 給料表の水準の引下げ (△4.8%) (2) 給与カーブのフラット化 (中高年層について△7%) (3) 職務の級と役職段階との関係を再整理 (現行1級・2級及び4級・5級を統合) (4) 最号級を超える給料月額に決定し得る 枠外昇給制度を廃止	18年度	総務部 総務課
7-4	給与水準・運用の適正化を図る。	17年度 ～21年度	総務部 総務課
7-5	特別職の月額報酬減額を継続する。 市長：△8%、助役：△5%、 収入役：△3%、教育長：△3%	17年度 ～20年度	総務部 総務課
7-6	非常勤特別職の報酬の見直しを行う。	18年度 ～21年度	総務部 総務課

8 職員の能力開発と人材の活用

No.	項 目	実施年度	所 管
8-1	各職員の持つ資質を客観的に評価できる 人事評価システムを構築するとともに、高 度化する市民ニーズに的確に対応できる政 策形成能力や情報活用能力の向上に努め、 人材の育成を図るとともに、多様な分野で の人材の活用に努める。	17年度 ～21年度	総務部 総務課

9 公社・第三セクターの見直し

No.	項 目	実施年度	所 管
9-1	公社・第三セクターについては、情報公 開の運用基準を定め、財政状況を公表する。	18年度～	各部共通 (担当課)

9-2	天童市土地開発公社の退職者は不補充とし、市職員が兼ねて対応する。	21年度～	総務部 財政課
9-3	(株)スポーツクラブ天童・天童ターミナルビル(株)については、双方の会社の役職員を兼務することにより役職員を削減する。	21年度	経済部 商工振興課

10 電子自治体の推進

No.	項 目	実施年度	所 管
10-1	事務の効率化を図るため、固定資産税システムをホストコンピュータからクライアントサーバシステムに移行する。	18年度	総務部 総務課 税務課
10-2	事務の効率化を図るため、電子決裁システムを導入する。	18年度	総務部 総務課
10-3	事務の効率化を図るため、財務会計システムをホストコンピュータからクライアントサーバシステムに移行する。	19年度	総務部 総務課 財政課
10-4	情報の共有化と業務の効率化のため、N T T回線を利用して庁内L A Nの端末機を出先機関の保育園・児童館に設置する。	19年度	総務部 総務課
10-5	市民の利便性向上のため、電子申請を山形県と県内全市町村共同で18年度にシステムを構築し、外部委託方式により実施する。	19年度	総務部 総務課
10-6	事務の効率化を図るため、戸籍事務の電算化を実施する。	20年度	市民部 市民課

11 公正の確保と透明性の向上

No.	項 目	実施年度	所 管
11-1	事務局員の拡充を図り、必要があると認めるときに実施する、随時監査、行政監査及び特別監査としての財政援助団体に対する監査について、さらに強化し、監査機能の充実を図る。	21年度	監査委員 事務局

11-2	職員数、給与等の人事行政の運営状況を市報や市ホームページで公表する。	毎年度	総務部 総務課
11-3	行財政改革の進捗状況について、市報や市ホームページにおいて公表する。	毎年度	総務部 総務課

1 2 広域行政の連携強化

No.	項 目	実施年度	所 管
12-1	広域連携事業については、山形広域行政協議会の中で協議し、実施を図る。	17年度 ～21年度	総務部 総合政策課

1 3 市民・団体・企業との協働の推進

No.	項 目	実施年度	所 管
13-1	図書館の管理運営において、図書にＩＣタグの導入、貸出と返却のセルフサービス制の導入を検討する。	17年度 ～19年度	教育委員会 図書館
13-2	外郭団体等の事務局は、団体等の自立を促すため、団体等に移管することを基本とする。なお、団体の特性等を考慮し、運営補助金を交付している団体については、事務局の移管又は補助金廃止のいずれかを実施する。	17年度 ～21年度	各部共通 (財政課)
13-3	市民による公益活動の必要性・重要性が高まっていることや簡素で効率的な組織の実現を図るため、NPO法人等との協働に関する指針に基づき、町内会や地域づくり委員会、NPO法人等と積極的に協働を行う。	毎年度	各部共通 (総合政策課)

1.4 行財政改革による5年間の財政効果

集中改革プランの実施による5年間の財政効果額については、次のとおり試算している。

(単位：千円)

項 目		H17年度～H21年度の効果額
歳入確保策による効果額		
〔 税徴収対策、手数料・使用料の見直し 未活用財産の売払い、基金運用益等 〕		489,000
歳 出 削 減 策	人件費削減	711,000
	民間委託による事務事業費削減 (指定管理者制度導入によるもの含む)	161,000
	補助金等の整理合理化によるもの	15,000
	事務事業・組織の整理合理化によるもの	297,000
	経常経費の削減	250,000
	歳出削減策による効果額計	1,434,000
財 政 効 果 額 計		1,923,000

資 料

(資料1)

補助金・負担金の再編・整理・廃止・統合の内容

- 1 類似・零細補助金の整理・統合・見直しを行う。
- 2 本市会場の各種大会の負担金は、原則2分の1に削減する。
- 3 本市単独の団体運営補助金は、一律10パーセント削減する。
- 4 団体運営補助金から事業補助金への移行を検討する。
- 5 本市単独事業補助は、補助対象経費の3分の1以内を原則する。
- 6 国・県等の補助制度の市負担は、制度上負担すべき以上の嵩上げはしない。
- 7 新規補助金は、3年間の期限付きとし、既存補助金についても3年毎の評価・見直しを行う。

(資料2)

手数料、使用料の見直しについて

No.	項 目	実施年度	所 管
1	手数料及び使用料全般について、受益者負担のあり方を検討し、見直しを行う。 また、3年毎の見直しのルール化を確立する。	18年度 ～21年度	各部共通 (財政課)
2	「ゆびあ」の利用料金の見直しを行う。	18年度	生活環境課
3	「かまた荘」と「ふれあい荘」の入浴料金の見直しを行う。	19年度	健康福祉課
4	児童館の保育サービスや入所要件、使用料の見直しを行う。	19年度	児童家庭課
5	下水道料金の見直しを実施するとともに、見直し時期のルール化を図る。	19年度	下水道課

(資料3)

本市の公共施設のうち指定管理者制度の導入を図る25施設

No.	項 目	実施年度	所 管
1	天童市市民いこいの家「ふれあい荘」	18年度	健康福祉課
2	天童市公衆浴場	18年度	健康福祉課
3	天童市老人保養センター「かまた荘」	18年度	健康福祉課
4	天童市総合福祉センター	18年度	健康福祉課
5	天童市立のぞみ学園	18年度	健康福祉課
6	天童市市民保養施設「ゆぴあ」	18年度	生活環境課
7	天童市農業者トレーニングセンター	18年度	農林課
8	天童市ジャガラモガラ森林ふれあい広場	18年度	農林課
9	天童市森林情報館「もり～な天童」	18年度	農林課
10	天童市天童高原青少年旅行村	18年度	観光物産課
11	天童市観光情報センター	18年度	観光物産課
12	天童市天童高原ウォーキングセンター	18年度	観光物産課
13	天童市駐車場	18年度	商工振興課
14	天童市スポーツセンター	18年度	体育課
15	天童市市民プラザ	18年度	生涯学習課
16	天童市立旧東村山郡役所資料館	18年度	文化振興課
17	天童市美術館	18年度	文化振興課
18	天童市斎場	19年度	生活環境課
19	天童市農業センター	19年度	農林課
20	天童市わくわくランド多目的広場	20年度	都市計画課
21	天童市下水道施設	20年度	下水道課
22	天童市上水道施設	20年度	水道事業所
23	天童市勤労青少年ホーム	20年度	生涯学習課
24	天童市市民文化会館	20年度	文化振興課
25	天童市立図書館	20年度	図書館